

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和7年12月17日

群馬県知事

山本 一太 殿

主たる事務所

所在地 群馬県高崎市矢中町187番地

名称 医療法人 社団美心会

理事長 黒澤 功

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 公認会計士の監査報告書
- 7 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 8 純資産変動計算書及び附属明細書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団美心会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 群馬県高崎市矢中町 187
群馬県高崎市矢中町 188
群馬県高崎市中居町 3-19-2

- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 10 月 24 日

- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 11 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	黒澤 功	
副理事長	黒澤 由美子	
理 事	大木 亮	
同	吉岡 恵	
同	伊藤 一人	黒沢病院管理者
同	佐藤 裕一	ヘルスパーククリニック管理者
同	田口 正毅	介護老人保健施設老健くろさわ管理者
同	黒澤 元雄	
同	白井 徳夫	
同	今井 牧仁	
監 事	大木 名緒美	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	黒沢病院	1011011853 1031030073	群馬県高崎市矢中 町 187	一般病床 130 床
診療所	黒沢病院 附属ヘルスパーク クリニック	1011011465 1031010414	群馬県高崎市矢中 町 188	ドック専用病床 19 床
介護老人保健施設	老健くろさわ	1050280153 1050280161	群馬県高崎市中居 町 3-19-2	入所定員 100 名 通所定員 100 名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションくろさわ	群馬県高崎市中居町 3-20-8	
居宅介護支援センターくろさわ	群馬県高崎市中居町 3-20-8	
ヘルパーステーションくろさわ	群馬県高崎市中居町 4-3-25	
高齢者あんしんセンターくろさわ 【高崎市から委託を受けて管理】	群馬県高崎市中居町 3-20-8	
高齢者あんしんセンターくろさわ岩鼻 【高崎市から委託を受けて管理】	群馬県高崎市東中里町 190-4	
メディカルフィットネス&スパ ユニオプロ	群馬県高崎市矢中町 188	
サービス付き高齢者向け住宅 ラヴィオラ中居	群馬県高崎市中居町 4-3-25	
介護付有料老人ホーム カーサ・デ・ヴェルデ黒沢	群馬県高崎市矢中町 192-1	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年12月16日 決算の決定（第28期）

令和7年5月9日 定款の変更

令和7年9月30日 第30期の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

該当なし

法 人 名	医療法人 社団美心会
所 在 地	群馬県高崎市矢中町187番地

財 産 目 録
(令和7年9月30日現在)

1. 資 産 額	17,224,136 千円
2. 負 債 額	3,208,226 千円
3. 純 資 産 額	14,015,909 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,946,101
B 固 定 資 産	6,278,035
C 資 産 合 計 (A+B)	17,224,136
D 負 債 合 計	3,208,226
E 純 資 産 (C-D)	14,015,909

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人 社団美心会

所 在 地 群馬県高崎市矢中町187番地

貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	10,946,101	I 流動負債	1,433,148
現金及び預金	9,413,286	買掛金	208,865
事業未収金	1,379,653	未払費用	568,468
たな卸資産	103,748	一年以内返済長期借入金	255,268
その他の流動資産	49,413	賞与引当金	208,000
II 固定資産	6,278,035	未払法人税等	141,944
1 有形固定資産	5,603,204	未払消費税等	21,510
建物	4,680,232	その他の流動負債	29,090
構築物	195,149	II 固定負債	1,775,078
医療用器械備品	523,519	長期借入金	1,158,085
その他の器械備品	198,228	退職給付引当金	604,424
その他の有形固定資産	6,073	その他の固定負債	12,569
2 無形固定資産	61,671	負債合計	3,208,226
ソフトウェア	57,504	純資産の部	
その他の無形固定資産	4,167	科 目	金 額
3 その他の資産	613,158	I 出資金	137,605
有価証券	198,310	II 積立金	13,880,262
役職員等長期貸付金	28,831	繰越利益積立金	13,880,262
繰延消費税	58,430	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産	273,956	その他有価証券評価差額金	△ 1,958
その他の固定資産	68,884	純資産合計	14,015,909
修学資金返還免除引当金	△ 15,254	負債・純資産合計	17,224,136
資産合計	17,224,136		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法 人 名	医療法人 社団美心会
所 在 地	群馬県高崎市矢中町187番地

損 益 計 算 書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		8,929,604
2 事業費用		8,058,655
本来業務事業利益		870,949
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		846,566
2 事業費用		1,022,778
附帯業務事業損失		△ 176,211
事業利益		694,738
II 事業外収益		
受取利息	19,741	
その他の事業外収益	188,631	208,372
III 事業外費用		
支払利息	6,322	
その他の事業外費用	1,807	8,129
経常利益		894,981
税引前当期純利益		894,981
法人税・住民税及び事業税	284,202	
法人税等調整額	△ 45,029	239,173
当期純利益		655,808

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

独立監査人の監査報告書

2025 年 12 月 5 日

医療法人 社団美心会
理 事 会 御 中



監査意見

私は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、医療法人社団美心会の 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 29 期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視すること

にある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

② 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

③ 修学資金返還免除引当金

修学資金貸付金の返還免除に備えるため、返還免除見込み額を計上しております。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

4. 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税については、固定資産その他資産の繰延消費税等に計上のうえ 5 年間で均等償却しております。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

② 補助金等について

補助金等については、決定通知の日の属する会計年度に一括して収益を計上しています。なお、対象となった固定資産について税法上の圧縮記帳が認められている場合には、固定資産を直接減額する方法によっております。

6. 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産

建物…3,325,772 千円

② 上記に対応する債務

長期借入金及び一年以内返済予定の長期借入金…1,108,278 千円

7. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

種類	名称 所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が株主総会の議決権の全部を占めている法人	株ブラビック 群馬県高崎市	2,348,473	医薬品の卸等	役員が株主総会の議決権の全部を占めている法人	医薬品等の購入	1,967,040	買掛金	204,521
役員が株主総会の議決権の全部を占めている法人	株ブラビック 群馬県高崎市	2,348,473	医薬品の卸等	役員が株主総会の議決権の全部を占めている法人	資金貸借取引	36,840	長期借入金 一年以内返済 予定の長期借 入金	94,760 36,840
役員が株主総会の議決権の全部を占めている法人	関東土地 建物管理組 群馬県高崎市	1,346,609	不動産の賃貸等	役員が株主総会の議決権の全部を占めている法人	資金貸借取引	18,420	長期借入金 一年以内返済 予定の長期借 入金	155,055 18,420

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉で決定しております。
- 注2. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 注3. 資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

8. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 繰延税金資産の発生主な原因別内訳

賞与引当金…61,193 千円

退職給付引当金…184,712 千円

その他…28,050 千円

② 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立し、2026 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026 年 10 月 1 日以後に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の 29.42%から 30.56%となりました。なお、これによる当事業年度に与える影響としましては、法人税等調整額が 7,163 千円の増加、その他有価証券評価差額金が 32 千円の増加、繰延税金資産が 7,195 千円の増加、繰越利益剰余金が 7,163 千円増加しております。

③ 通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行った所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

資産の種類… 車両運搬具

リース料総額… 60,742 千円

未経過リース料の当期末残高… 33,391 千円

④ 補助金の内訳、交付者、貸借対照表等への影響額

補助金の内訳	交付者	金額(千円)	貸借対照表等への影響額
脳卒中患者受入体制補助金	高崎市	40,000	損益計算書 事業収益に計上
救急患者受入体制整備補助金	高崎市	20,000	損益計算書 事業収益に計上
救急患者受入促進事業補助金	高崎市	32,826	損益計算書 事業収益に計上
救急医療確保支援事業補助金	高崎市	40,000	損益計算書 事業収益に計上

様式5

法人名 医療法人 社団美心会
所在地 群馬県高崎市大町187番地

※医療法人整理番号 0 0 4 7 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が株主総会の議決権の全部を占めて いる法人	㈱ブラビック	群馬県高崎市	2,348,473	医薬品の卸等	役員が株主総会の議決権の全部を占めて いる法人	医薬品等 の購入	1,967,040	買掛金	204,521
役員が株主総会の議決権の全部を占めて いる法人	㈱ブラビック	群馬県高崎市	2,348,473	医薬品の卸等	役員が株主総会の議決権の全部を占めて いる法人	資金の 貸借取引	36,840	長期借入金 一年内返済予定の長期借入金	94,760 36,840
役員が株主総会の議決権の全部を占めて いる法人	関東土地 建物管理㈱	群馬県高崎市	1,346,609	不動産の賃貸等	役員が株主総会の議決権の全部を占めて いる法人	資金の 貸借取引	18,420	長期借入金 一年内返済予定の長期借入金	155,055 18,420

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉で決定しております。
取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

個人である関係事業者との取引なし

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団美心会

理事長 黒澤 功 殿

私は、医療法人社団美心会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年12月15日

（注）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

様式第四号

法人名	医療法人 社団美心会
所在名	群馬県高崎市矢中町字187番地

※医療法人整理番号	00479
-----------	-------

純資産変動計算書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評価・換算差額等			純資産合計
				繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計
令和6年10月1日 残高	137,605			13,224,454	13,224,454			13,362,059
会計年度中の変動額						△ 1,958		△ 1,958
当期純利益				655,808	655,808			655,808
会計年度中の変動額合計	0	0	0	655,808	655,808	△ 1,958	0	653,850
令和7年9月30日 残高	137,605	0	0	13,880,262	13,880,262	△ 1,958	0	14,015,909

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 社団美心会

医療法人整理番号

00 479

所在地 群馬県高崎市矢中町187番地

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	10,395,770	30,240		10,426,010	5,745,777	296,199	4,680,233
	構築物	653,654	4,095		657,749	462,600	18,037	195,149
	医療用器械備品	2,768,161	395,940	112,963	3,051,138	2,527,620	250,460	523,518
	その他の 器械備品	1,014,695	113,347	27,996	1,100,046	901,817	60,587	198,229
	その他の 有形固定資産	44,058			44,058	37,984	3,032	6,074
	計	14,876,338	543,622	140,959	15,279,001	9,675,798	628,315	5,603,203
無形 固定 資産	ソフトウェア	309,779	42,213		351,992	294,489	16,270	57,503
	その他の 無形固定資産	16,969			16,969	12,802	458	4,167
	計	326,748	42,213	0	368,961	307,291	16,728	61,670
その 他 の 資 産	有価証券	1,130	200,000	2,820	198,310			198,310
	役員等 長期貸付金	32,368		3,537	28,831			28,831
	繰延消費税	41,161	35,054		76,215		17,786	58,429
	繰延税金資産	228,065	45,890		273,954			273,954
	その他の 固定資産	71,677	9,672	12,304	69,045		160	68,885
	修学資金返還 免除引当金	△ 13,800		1,454	△ 15,254			△ 15,254
	計	360,601	290,616	20,115	631,101	0	17,946	613,158

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加若しくは減少があった場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)は、その事由を欄外に記載すること。
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が試算の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 社団美心会

医療法人整理番号

00 479

所在地 群馬県高崎市矢中町187番地

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
修学資金返還 免除引当金	13,800	1,454			15,254
賞与引当金	194,000	208,000	194,000		208,000
退職給付引当金	497,839	143,520	36,935		604,423

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人 社団美心会

医療法人整理番号

〇〇 479

所在地 群馬県高崎市矢中町187番地

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	255,268	255,268	0.20	R10.10.31～ R17.2.28
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	1,413,353	1,158,085	0.20	R10.10.31～ R17.2.28
合 計	1,668,621	1,413,353	—	—

1. 短期借入金、長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。
以下同じ。)及び金利の負担を伴うその他の負債(以下「その他の有利子負債」という。)
について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、
その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他の有利子負債については、
貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

(千円)

貸借対照日後	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	255,268	255,268	147,754	118,420

様式第八号

法人名 医療法人 社団美心会

医療法人整理番号

00 479

所在地 群馬県高崎市矢中町187番地

有価証券明細表

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
高崎信用金庫		100
しのめ信用金庫		20
ぐんまみらい信用金庫		10
㈱ラジオ高崎	20株	1,000
パークレイズバンク円建コーラブル債	200,000千円	197,180
計		198,310

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人 社団美心会

医療法人整理番号

00479

所在地 群馬県高崎市矢中町187番地

事業費用明細表

(単位:千円)

区 分	本来業務 事業費用	附帯業務 事業費用	合 計
材料費	1,400,654	70,009	1,470,663
給与費	4,183,840	557,480	4,741,320
委託費	203,734	24,809	228,543
経費	1,023,440	186,153	1,209,593
その他事業費用	1,246,984	184,325	1,431,309
計	8,058,652	1,022,776	9,081,428

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品(又は製品)期首たな卸高、当期商品仕入高(又は当期製品製造原価)、商品(又は製品)期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。